

## 2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	私鉄総連
方針決定日	2021年2月2日
要求提出日	未定
回答指定日	未定

要求項目	要求内容
<b>(1) 基本的な考え方</b>	
<p>21春闘は、私鉄産別運動の基本である組合員の生活と雇用を守るべく、産業界統一闘争として、職場からたたかいを構築します。感染症の影響により全ての公共交通機関が大きな打撃を受け続け、引き続き厳しい状況ではあるものの、これまでの春闘で求めてきた「定昇相当分(賃金カーブ維持分)」と「ベア分(生活維持分)」を確保することが私たちの生活と産業を守ることに繋がります。職場組合員の結集による「私鉄春闘」を組織し、闘争態勢を構築していきます。</p> <p>(1)全ての組合が、要求書提出後すみやかに交渉を開始するとともに、回答(指定)日時の厳守に重点を置き、たたかいを進めます。</p> <p>(2)企業を支える「人への投資」の重要性を強く主張し、働く者への適正な配分を求めます。</p> <p>(3)実質賃金の維持のため、定昇相当分(賃金カーブ維持分)を確保したうえで、ベア分(生活維持分)の獲得に取り組みます。</p> <p>(4)年間臨時給は、年間収入の維持・回復に取り組みます。</p> <p>(5)産業界最低賃金の引き上げを求めます。</p> <p>(6)非正規雇用労働者の処遇改善に取り組みます。</p> <p>(7)私鉄春闘相場波及のためには、数字での情報公開が重要であり、さらに意志疎通をはかります。</p>	
<b>(2) 基盤整備</b>	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	
<b>(3) 賃上げ要求</b>	
<b>■月例賃金</b>	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	<p>第2次中期賃金方針をふまえ、引き続き賃金の上げ幅だけでなく、それぞれの賃金水準(過去5年間の移動平均)を段階的に達成できるよう、「賃金の絶対値」をより意識した賃金改善に取り組みます。</p> <p>(1)最低水準/年齢別の推計標準生計費 (人事院勧告「標準生計費」より産労総研が試算) 30歳 35歳 40歳 187,050円 216,012円 244,976円</p> <p>(2)平均水準/ポイント年齢別モデル賃金(主要組合・所定内賃金水準) (連合「構成組織の賃金・一時金・退職金」より) 高卒、事務技術労働者 30歳 35歳 40歳 273,345円 317,360円 349,855円 高卒、生産労働者 30歳 35歳 40歳 267,193円 307,051円 337,897円</p> <p>(3)到達水準/資本金5億円以上・労働者1,000人以上 (中央労働委員会「賃金事情調査」より) 高卒、事務・技術労働者(総合職) 30歳 35歳 40歳 282,320円 332,320円 373,520円 高卒、生産労働者 30歳 35歳 40歳 265,460円 308,280円 344,040円</p> <p>※1 一部の年齢別ポイントで20春闘を下回っている数値があります。 ※2 調査によって、回答企業数・集計者数が異なるため、到達水準が平均水準を下回っている数値もあります。</p>
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	定昇相当分(賃金カーブ維持分) 2.0% プラス ベア分(生活維持分) 900円
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	<p>産業界最低賃金要求</p> <p>①2020年度地域別最低賃金+10%とすること。</p> <p>②最低水準137,400円を引き上げること。</p> <p>③月額換算に用いる1カ月の労働時間は173.8時間とすること。ただし、労使で確認ができる場合は、当該労使の所定労働時間とすることができる。</p> <p>④各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。</p> <p>⑤協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業界最低賃金もこれに準拠させること。</p> <p>⑥月額換算の計算において、円位未満の端数が生じたときは、円位を単位として切り上げること。</p>

<p>■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連</p>	
<p>■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結</p>	<p>賃上げ要求に付随する引き上げ基準 私鉄総連の産業別統一要求は、上記の「賃金」「臨時給」「産業別最低賃金」の三本ですが、それに付随した水準として、引き上げ「基準」を設定します。 ①最低引き上げ額基準 高卒19歳・勤続1年 4,400円 ②高卒18歳初任基本給 160,300円とする。この水準に達している組合は、現行協定金額を900円引き上げる。 ③バス運転士25歳初任基本給 179,800円とする。この水準に達している組合は、現行協定金額を900円引き上げる。</p>
<p>■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応</p>	<p>●年間臨時給要求 感染症の影響により、季別交渉、年間協定の見直しなど、これまでにない厳しい状況にあります。しかし、年間臨時給は「賃金の後払い、生活防衛」などの観点からも重要です。今春闘においては、「年間協定」を基本に年間臨時給水準の維持をめざします。なお、感染症の影響にともない削減を余儀なくされた組合は、削減前の協定月数を要求します。 ①2020年度の協定月数を堅持すること。 ②年間協定が5カ月に満たない組合は、5カ月とすること。 ③協定は、夏冬別途ではなく、年間協定とすること。 ●非正規雇用労働者の労働条件改善 1時間あたり、40円以上を引き上げを基本とする。 月例賃金・時間給の引き上げと「底上げ」「底支え」「格差是正」をはかる取り組みを展開し、産業相場の下支えをします。連合の考え方を参考に「時給1,100円以上」の実現をめざしながら、雇用形態間など、格差の是正に向けた取り組みを進めます。</p>

**(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し**

■長時間労働の是正	
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等待遇実現に向けた取り組み	
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	
■テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み	
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	

**(5) ジェンダー平等・多様性の推進**

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	
---	--

**(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入**

--